

志津川南町おさかな通り（南三陸町志津川字十日町159番地）に「街なか交流館」がオープンしました。

この施設は、町民の皆さんや町を訪れる観光客の皆さんの交流の場、憩いの場として、また、町の観光情報などの発信拠点として、町が「財団法人日本宝くじ協会」の助成金と多くの皆さんから寄せられ



## 街なか交流館オープン ～11月15日から施設の利用が始めました～

た「ふるさと納税寄附金」を財源として活用し、整備したものです。

どなたでも気軽に利用できる施設ですので、交流や憩いの場としてぜひご利用ください。

◇施設区分  
1階 休憩室  
2階 多目的室

どなたでも気軽に利用できる「休憩スペース」



オープンを飾った「吊るし雛展」の様子  
問い合わせ 企画課まちづくり推進係 ☎46-1371

◇使用料（1階・2階共通）  
2時間まで 150円  
2時間を超える1時間ごと 75円

※休憩や観光案内等で利用する場合は無料です。

◇開館日  
1階 年中無休（年末年始を除く）  
2階 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

◇開館時間  
午前9時～午後6時

◇多目的室 観光案内などを行います。（当分の間、観光協会の事務室も兼ねます）※そのほかにも個展やイベントの開催、各種会議等にも利用できます。（この場合、使用申請が必要となるほか、使用料をご負担いただきます）

## 年末の窓口業務についてお知らせ

12月29日（火）から1月3日（日）までは、年末年始のため役場は休業になりますが、**12月29日（火）と30日（水）の2日間は、窓口業務のみを開庁します。**

◇開庁時間 午前8時30分～午後5時15分  
◇開庁場所 本庁町民税務課窓口  
◇開庁業務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄本、抄本の交付（除籍、改製原戸籍は除く）
- ・印鑑証明書の交付（既に登録している人のみ）
- ・税証明書（納税、所得、課税、非課税、資産の各証明書）の交付
- ・町税等の納付

※戸籍の届出は年末、年始休業中でも受け付けします。  
※1月4日（月）からは通常業務となります。

◇問い合わせ  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

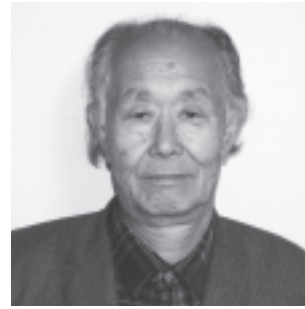
## のぞみ福祉作業所の運営主体が変わります

これまで、のぞみ福祉作業所は南三陸町社会福祉協議会が運営していましたが、平成22年4月からは、社会福祉法人洗心会（本部：気仙沼市）が運営を行います。

のぞみ福祉作業所は、知的障害者の通所施設として、創作活動や軽作業活動を通して障害者が社会生活を営むことができるよう施設運営を行ってきました。運営主体が変わり障害者自立支援サービス事業所として登録されることにより、これまで同様の障害者サービスはもとより、障害者自立支援法に定めたサービスを提供できるようになるほか、利用者や家族が安心して生活できるよう支援が行われます。

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-5113

## 秋の叙勲



瑞宝単光章  
【統計調査功労】

佐々木久義氏  
（◎本浜町）

平成21年秋の叙勲の受賞者が発表になり、南三陸町統計調査員協議会副会長の佐々木久義さんが瑞宝単光章を受賞されました。

佐々木さんは、昭和30年に工業統計調査に従事して以来、多年にわたり国勢調査など各種統計調査の業務に従事されました。調査の重要性を深く認識するとともに、調査に対する責任感や熱意は他の調査員の模範となっています。また、町統計調査員協議会の副会長として、会の円滑な運営と統計制度の普及発展に寄与されています。

## 新型インフルエンザワクチン接種のお知らせ

新型インフルエンザのワクチン接種が始まりました。このワクチンは大量生産が難しいため、接種の必要性が高い方々から優先して行われます。なお、今回のワクチン接種は、本人及び保護者が希望する場合に受ける任意接種となります。

※掲載している情報は11月11日現在のものであり、接種開始時期等は変更になる場合があります。

### ●優先接種対象者等

町内の医療機関で接種を受けることができますが、接種を受けるためには予約が必要です。受入れに制限がある医療機関もありますので、必ず電話などで予約をしてから受診してください。  
なお、かかりつけ医が町外の方は、町外の医療機関でも受けることができます。

対象者	接種開始時期	医療機関に提示する書類（いずれか1つ）
妊婦	11月上旬～	母子健康手帳
基礎疾患を有する方		優先接種対象者証明書（かかりつけ医で接種する場合は不要）
幼児（1歳～就学前）	12月上旬～	母子健康手帳、健康保険被保険者証
小学1年生～3年生		母子健康手帳、健康保険被保険者証、住民票
1歳未満の乳児の保護者	1月上旬～	優先接種対象者証明書のほかに健康保険被保険者証または住民票
優先接種対象者のうち、身体上の理由で予防接種ができない人の保護者等		健康保険被保険者証、学生証、住民票
小学4～6年生、中学生、高校生	1月中旬～	健康保険被保険者証、住民票、運転免許証
65歳以上の高齢者		

※優先接種対象者証明書は、かかりつけ医で発行します。  
※妊婦の方は、保存剤が添加されていないワクチンの使用が可能です。希望する方は医療機関へご相談ください。  
※基礎疾患：慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患（特に優先される方から接種が行われます。かかりつけ医でご確認ください。）

接種期間は、3月31日までです。

### ●接種方法および費用について

◇接種方法 原則としてかかりつけ医で予約をしてから接種してください。  
◇費用 1回目 3,600円 2回目 2,550円  
※2回目の接種を1回目と異なる医療機関で行う場合は、2回目の接種料金が3,600円となります。

### ●接種料金の助成

町では、接種費用の一部を助成します。助成金額や払い戻し手続きの方法等については、決まりしだいチラシやホームページ等でお知らせします。  
なお、払い戻し等の手続きを行う際に、医療機関から出される領収書または予防接種済証が必要となりますので必ず保管しておいてください。

### ●注意事項

- ・ワクチンの接種は重症化などを防ぐ効果を期待するものであり、接種により感染しないというものではありません。また、発熱や接種部位がはれるなどの症状を引き起こす場合もありますので、接種の際には、かかりつけ医と相談のうえ判断してください。
- ・ワクチンは生産量に限りがあるため、接種開始となった方でも直ぐに接種できない場合があります。
- ・すでに新型インフルエンザにかかった方は免疫があるため、ワクチン接種の必要性はないと考えられています。
- ・新型インフルエンザに関する状況は変わることがありますので、今後も国、県、町から発表される情報にご注意ください。

問い合わせ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113